

## 志木市国民健康保険特定健康診査・がん検診受診勧奨業務委託仕様書

### 1. 件名

志木市国民健康保険特定健康診査・がん検診受診勧奨業務委託

### 2. 委託の目的

埼玉県志木市（以下「甲」という。）における令和6年度特定健康診査の受診率は43.1%であり、いろは健康21プラン（第5期）、第3期志木市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画において設定した受診率目標である60%との乖離は大きい。また、がん検診受診率についても、設定した目標値との乖離も大きいことから、今まで以上の受診率向上の試みが必要であり、データを活用した特定健診およびがん検診の未受診者及び断続受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施することを目的とする。

### 3. 委託の内容

甲は受託者（以下「乙」という。）に対して以下の業務を委託する。

#### (ア)データ分析業務

- ① 甲は毎年度過去5年度分の特定健康診査の受診履歴・結果・問診票のデータ一式（FKAC167・165、レセプトデータを含むKDBデータ）、がん検診の受診履歴・結果・対象者のデータ一式を速やかに乙に提供し、乙は独自にそのデータを分析、以下の業務の実施を通じて効率的・効果的な受診勧奨を実現するための分析を行う。
- ② データ分析を可能にするためのデータ加工業務  
乙は、甲から提出される各データファイルを統合し、欠損している値に関してはそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。
- ③ 受診勧奨すべき対象者の特定業務  
乙はデータ分析により、受診勧奨すべき対象者を特定する。
- ④ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務  
③により特定した「受診勧奨すべき対象者」を独自に分析し、効率的かつ効果的な受診勧奨を行う。
- ⑤ 受診勧奨対象者の最終決定業務  
乙は、通知勧奨の対象人数に合わせて、受診勧奨すべき対象者を特定し、これに対する甲の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。尚、乙は甲からデータ受領し受診勧奨すべき対象者を決定することとする。
- ⑥ 受診勧奨業務

データ分析を元に以下の(イ)～(キ)について、効率的かつ効果的に受診勧奨を実施する。

(イ)前年度受診者への健診結果通知

① 対象者

当該年度の受診券送付者（6月一括発送者）のうち、前年度志木市特定健康診査受診者、志木市人間ドック受診者で実施時に国民健康保険被保険者

② 対象人数

約3,500名想定

③ 実施時期

毎年7月頃

④ 通知物の内容

前年度の健診結果に加え、対象者に合わせた健康アドバイスが記載された個別具体的な通知物とする。対象者に特定健康診査の継続受診を促すための内容を盛り込み、甲乙協議のもと可読性・視認性・判読性において工夫すること。用いる様式についても、別途協議の上で詳細を決定するものとする。

⑤ 通知物の印刷

通知物及び送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、甲が提供する情報を基に、乙が印刷する。個人単位の封入とし、発送まで乙が実施する。

⑥ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては漢字またはカナ印字で行う。また、漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。

⑦ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、乙は甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする

⑧ 勧奨対象者の最終決定

甲から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、乙は最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。

⑨ サンプル納品

乙は、通知物発送後速やかに、甲に対し各5部のサンプル納品を行う。

(ウ)特定健康診査未受診者受診勧奨

① 対象者

全受診対象者のうち、分析によって勧奨すべきと思われる対象者

② 対象人数

文書による勧奨：7,500名想定

③ 実施時期

毎年9月頃、11月頃予定（甲乙協議の上決定）

④ 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、ソーシャルマーケティング手法を活用し、勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物とする。なお、通知物は5種類以上とする。（注：ソーシャルマーケティング手法とは、想定されるタイプへのインタビュー調査から、行動科学モデルに基づき勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する手法をいう。）

⑤ 通知物の印刷

通知物及び送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、甲が提供する情報を基に、乙が印刷し、発送まで行う。

⑥ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては甲の意向により漢字またはカナ印字で行う。また、漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。

⑦ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、乙は甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

⑧ 勧奨対象者の最終決定

甲から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、乙は最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。

⑨ サンプル納品

乙は、通知物発送後速やかに、甲に対し各5部のサンプル納品を行う。

（エ）ショートメッセージサービスを用いた受診勧奨

① 対象者

携帯電話番号保有者

② 対象人数

1.特定健診：約2,200名想定

2.がん検診：約3,300名想定

③ 実施時期

甲乙協議の上決定

④ 内容

a.ショートメッセージ/Eメールの送信

乙は、甲が提供する特定健康診査受診状況、直近の資格情報、携帯電話番号等から（i）ショートメッセージサービス/Eメールを用いた受診勧奨が効果的な対象者の選定、（ii）受診勧奨メッセージの作成、（iii）対象者へのショートメッセ

ージ/E メールの送信を行う。また、本業務に係る費用については、この契約の委託料に含むものとする。

b. ランディングページの作成

乙は、受診を促すための健診案内ページ（以下「ランディングページ」という。）を、甲乙協議の上で作成し、受診勧奨メッセージからのアクセスを促す。ランディングページは健診体制に応じて 3 ページ又は 4 ページとし、ページの仕様、URL は乙が指定する。また、送信元は甲の連絡先電話番号（代表電話番号又は直通電話番号より選択）又は 5 桁の数字とする。なお、送信元は対象者の使用キャリアに応じて可変とし、ランディングページは、全ての機種、ブラウザでの表示を保証するものではない。

c. デジタル勧奨システムの運用

乙は、上記①及び②の業務を履行するために、デジタル勧奨システムの運用を行う。デジタル勧奨システムとは、対象者へのショートメッセージ/E メールの送信及びランディングページのアクセス状況等の分析等を行う乙のシステムをいう。なお、乙は、ランディングページのアクセス状況を取得し、当該情報等を、ショートメッセージサービス/E メールを用いた受診勧奨の効果向上のために活用することができる。

(オ)がん検診受診率向上業務

① 対象者

各年度、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施に基づいた個別の受診勧奨・再勧奨に該当する対象者のうち、データ分析により、がん検診受診履歴データや他自治体の成功事例をもとに、受診勧奨が最も効果的な対象者で甲が合意した者。なお、がん種については他自治体の成功事例やデータ分析結果を踏まえた乙による提案に基づき、甲乙協議の上決定する。

② 対象人数

8,000 名想定

③ 実施時期

毎年 9 月頃予定（甲乙協議の上決定）

④ 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、ソーシャルマーケティング手法に加えてナッジ理論を活用し、勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物を修正したもので、他自治体において既に実績があるものを修正して活用する。

（注：ソーシャルマーケティング手法とは、想定されるタイプへのインタビュー調査から、行動科学モデルに基づき勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する手法をいう。）対象者からの協力を得やすいよう、甲

乙協議のもと可読性・視認性・判読性において工夫すること。用いる様式についても、別途協議の上で詳細を決定するものとする。

⑤ 通知物の印刷

通知物及び送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、甲が提供する情報を基に、乙が印刷し、発送まで行う。

⑥ 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては漢字またはカナ印字で行う。また、漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。

⑦ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、乙は甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

⑧ 勧奨対象者の最終決定

甲から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、乙は最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。

⑨ サンプル納品

乙は、通知物発送後速やかに、甲に対し各5部のサンプル納品を行う。

(カ)健診案内作成（次年度）

① 対象者

次年度受診券発行者

② 対象人数

約11,700名想定

③ 実施時期

毎年6月中旬納品予定

④ 通知物の内容

年度初めに甲が受診券を発送する際、同封する資料を乙が作成、印刷する。対象者に受診を促すための内容を盛り込み、甲乙協議のもと可読性・視認性・判読性において工夫すること。用いる様式についても、別途協議の上で詳細を決定するものとする。

⑤ 通知物の印刷

通知物は乙が印刷を行う。宛名などの情報が印字された受診券を甲より受領したのち、通知物とあわせて個人単位で封入封緘を行い、納品を行う。

⑥ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、乙は甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする

⑦ 予備納品

通知物の予備に関して乙は、通知物納品時に 1,400 部をあわせて納品する。

(キ)勧奨結果の分析・報告業務

① 特定健康診査

- a.甲は、過去の特定健康診査の受診履歴・結果・問診票のデータ一式を乙に提供し、乙はそのデータを分析・報告する。ただし、報告書に記載する結果は、研究者（公衆衛生修士・博士）による示唆を踏まえたものとする。
- b.乙は、受診勧奨対象者ごとの分析結果をまとめ、事業実施内容と合わせて報告書を作成し、毎年 6 月末までに、甲に報告する。
- c.甲は、受診者データを提供し、乙は受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間および月別に集計）について報告書を 50 ページ以上で作成し、甲に報告する。
- d.前項の効果検証をもとに、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

② がん検診

- a.甲は、過去のがん検診の受診履歴・結果のデータ一式を乙に提供し、乙はそのデータを分析・報告する。
- b.乙は、受診勧奨対象者ごとの分析結果をまとめ、事業実施内容と併せて報告書を作成し、毎年 6 月末までに、甲に報告する。
- c.甲は、受診者データを提供し、乙は受診勧奨事業実施による受診率の変化等（がん種ごとの全体受診率・受診履歴別の受診率・リピート率等を年間および月別に集計）について報告書を作成し、甲に報告する。
- d.前項の効果検証をもとに、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

4. 委託料の支払い

(ア)委託料の支払いは、年度ごと業務完了後に支払うものとする。

※勧奨結果の分析・報告業務については、報告後に支払う。

(イ)乙は、作業が完了次第速やかに甲に検査を請求し、検査に合格した時は代金の支払いを請求する。

(ウ)甲は乙が提出する請求書に基づき委託料を支払うものとする。

5. 情報の保護

(ア)甲・乙双方は本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさない（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む）。

(イ)乙は本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、毀損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じる。

(ウ)委託業務完了後、乙は、本業務の履行にあたり収集、管理したデータを消去するものとする。

(エ)本業務に関する甲から入手したデータ媒体は本契約終了後に破棄する。

## 6. 個人情報の保護

(ア)乙は、本業務の履行にあたり、ISO/IEC27001、ISO/IEC27017 及びプライバシーマークの認定を受けていなければならない。

(イ)乙は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たる。

(ウ)乙は、本業務の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律及び関連する各種の規程を順守するとともに、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守する。

(エ)乙は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修等を適宜実施する。

## 7. その他の特記事項

(ア)乙は、過去同規模自治体での特定健診とがん検診を一体的に受診勧奨した業務実績を有するものとする。

(イ)乙は、過去同規模自治体での特定健診とがん検診を一体的に受診勧奨した業務実績について、同一自治体に対して複数年の実績を有しているものとする。

(ウ)乙は、自治体での特定健診ないしがん検診の受診勧奨業務について、国保加入者の受診率を5%以上向上させた受診率向上実績を有するものとする。

(エ)乙は、自社に在籍する研究者（公衆衛生修士・博士）等を含む体制図を甲に提示するものとする。

(オ)データの受け渡し、運搬等にかかる費用については甲・乙が協議して決める。

(カ)受け渡しデータのフォーマットについては別途資料にて定めるものとする。

(キ)甲が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。

(ク)契約後速やかに全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。

(ケ)甲が提供する宛名データに関して、乙はそのデータに基づき通知物の発送を行う。この際、転居情報などは、データ提供時に全て反映されているものとする。

(コ)報告書のフォーマットに関しては別途資料として提供するものを基本とする。

(サ)その他、仕様書に定めのない事項については、甲・乙が協議して決める。